

資格更新・交付手続きの手引き(2019年度版)

I. 臨床動作法資格更新実施要領

日本臨床動作学会は「臨床動作法資格認定規定」、「臨床動作法研修機会認定細則」、「認定動作士資格認定要件細則」、「臨床動作士資格認定要件細則」、「臨床動作学講師資格認定要件細則」、「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」、「臨床動作法関連諸資格更新及び交付手続き細則」に基づき、下記により日本臨床動作学会認定資格更新審査を実施します。

臨床動作法資格更新審査は、毎年以下の日程・手続きで行ないます。当該年度に日程・手続き等の変更がある場合には、前年度までに公表衆知します。

1. 資格更新審査について

1) 申請書類一式等の入手

日本臨床動作学会のホームページ(<http://www.dohsahou.jp/>)からダウンロードできます。

ダウンロードできない方は、資格認定委員会に直接請求してください。(有料)

2) 申請の受付期間

本年度は令和元年10月1日(火)～12月15日(日)とします。

3) 資格更新審査結果の発表日

令和2年1月中旬までに書類による審査結果を通知します。この予定は資格認定申請者数により変更されることがあります。

2. 申請者の資格資格更新審査の申請をする者は、「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」の4.～6.、臨床動作学講師にあつては、これに加えて7.をすべて満たしていることが必要です。

3. 申請手続き

以下の1)必要書類の提出は必ず郵送(簡易書留)とし、提出用の封筒の表に「更新申請書類在中」と朱筆してください。同時に2)審査料登録料の納付手続きを行ってください(学会指定の口座に納入)。提出書類等は返却できませんから、必ず控えとしてコピーを1部保存しておいてください。

1) 必要書類更新審査を希望する資格に従って、「臨床動作法関連諸資格更新及び交付手続き細則」の別表1にある各資格更新申請に当たって提出する書類を揃えて提出してください。

提出書類の作成に当たっては、記載上の留意点(別項)を熟読の上、記載漏れが無いように注意し、黒インク、黒ボールペン、ワープロ等で楷書ではっきりと書いてください。

なお、提出された書類は返却いたしません。ケース研究報告など申請者にとり保持の必要のあるものは、あらかじめ各個人で控え・原本など必要に応じて保存してください。

2) 審査料登録料

審査料 認定動作士:3,000円

臨床動作士:3,000円

登録料 共に2,000円

学会指定の口座への送金控えをコピーし、申請書類を送付の際、所定の欄に添付してください。なお、納付後の審査料は返却できませんのでご承知おきください。

4. 資格更新審査の受付

申請書類及び審査料の納付の手続きが確認され次第、認定委員会は本人宛に受け付けた旨を通知いたします。

5. 資格更新審査結果の発表及び登録

審査結果は資格更新申請者に通知します。本学会から各「資格登録証明証」を交付し、「臨床動作法資格者名簿」に登録し公示します。

※本年度より振込手数料負担軽減のため、更新審査料及び登録料の合計5,000円を一括して納付していただくことと致しました。なお、登録に至らない場合には登録料は返還いたします。

6. 書類の提出先 下記のとおりです。

〒520-0835 滋賀県大津市別保1丁目8-20-508 宮脇方
日本臨床動作学会 資格認定委員会

E-mail : dohsashikaku@gmail.com

連絡、問い合わせ等は郵便またはEmailでお願いします

送金口座 郵便振替:00870-0-75018

加入者名:日本臨床動作学会資格認定委員会

II. 申請書類記載の留意事項

1. 資格更新申請書(書式A-4、5)

- 1) 自筆による署名及び捺印を必ずしてください。
- 2) 旧氏名(旧姓等)が研修実績、事例報告等申請要件の確認に関係する場合には、氏名欄に併記してください。
- 3) 年齢は申請時点での満年齢を記入します。
- 4) 現住所、現所属とも申請日から認定証交付までの期間に連絡のとれる場所を記載します。連絡先として指定する方に○印をつけてください。
- 5) 顔写真が資格登録証明証作成の際に必要となります。証明書用の画像45mm×35mmを添付してください。(Emailでの送付可; JPEG形式・45mm×35mm・300dpi以上)

2. 履歴書(書式A-8) ※変更・追加のある場合のみ必要です。

- 1) 前記1.資格更新申請書(以下申請書と略記します)の記入内容と齟齬のないようお

願います。

2) 学歴、職歴、賞罰等について、資格取得後(または前回更新後)に変更または追加のある場合は、それを年次順に記入してください。学歴は学科、専攻等まで正確に記入してください。

3) 履歴書への写真添付は不要です。

3. 臨床動作学に関する研修実績表(書式 C1~8)

1) 自筆の署名、捺印をしてください。

2) 各研修会等に参加して得られるポイントは臨床動作法研修会細則に従います。記入に際しては、熟読して誤りのないようにしてください。今回は、研修者として参加した場合と、講師、教授者、スーパーバイザー等として参加した場合との間にポイントに差はつけません。後者で参加した場合は、技法のポイントは、アドバンストとします。

3) 日本臨床動作学会研修会・認定研修会(短期)等、参加した会の名称の頭部の□に○印をつけてください。コースについては、P、IまたはAいずれか参加したコースに。ポイントについても、参加した分(ポイント)に○をつけてください(部分参加の場合もあります)。

4) 継続研修会継続研修会は、担当した講師(臨床動作学講師の有資格者であること)による参加証明書が必要です。研修証明書の研修内容と申請の研修内容に齟齬のないように気をつけてください。書式は前記2)に従います。研修会名、期間、開催地、コース、講師、ポイント数等を自分で記入します。

5) 日本臨床動作学会参加した会の名称の頭部の□に○印をつけてください。参加ポイントが4ポイント得られますが、このポイントを理論分野またはケース研究分野に自分で任意に振り当てることができます。自分で決定して、該当の欄にポイント数を記入してください。

4. ケース研究報告書(書式D-1)

1) 研修実績のケース研究分野のポイントとは別にケース研究報告書が必要です。所定の形式を参考に作成してください。

2) 学会等での研究発表、論文・著書の扱いについては、<XI.臨床動作法関連諸資格更新申請及び交付手続き細則・別表1>の3)項に示されています。

(附)資格認定委員会

宮脇宏司:委員長

丸山陽子:副委員長

大石敏朗